

2015年5月28日
株式会社みずほ銀行

日本円即時グロス決済制度に基づくクロスボーダー送金取扱開始について

株式会社みずほ銀行（頭取：林 信秀）は、財金資訊股份有限公司（「FISC」）の外貨決済プラットホームを活用した台湾における日本円即時グロス決済制度（日本円 Real Time Gross Settlement、以下「日本円 RTGS」）における清算銀行として、本年1月より、業務の取り扱いを開始しております。

本日（5月28日）より、台湾内のみならず、台湾外へのRTGSを活用したクロスボーダー送金についても取り扱いを開始いたしました。これにより、コスト面を含め、円決済におけるお客さまの利便性がより一層向上するものと考えております。

みずほ銀行は、今後とも、台湾の金融システムのさらなる発展と安定運営に貢献するとともに、さらに魅力あるサービスの開発・提供に努めてまいります。

以上